

令和3年10月8日  
中部地方整備局

## 公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名及び住所：株式会社森崎  
富山県富山市向新庄町3-7-22
- 指名停止措置期間：令和3年10月8日から令和3年12月7日まで（2ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要  
(株)森崎の取締役は、舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏洩した入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である(株)森崎の代表取締役が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号ロ」に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月（全国対応案件：有資格登録該当部局のみ）とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳  
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138